

会長	副会長	副会長	専務理事	担当理事	係

医推第 84 号
令和4年4月15日

(公社)岡山県医師会
(一社)岡山県病院協会
(公社)岡山県看護協会

御中

岡山県保健福祉部医療推進課長

「岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金交付要綱」及び「岡山県看護師の特定行為研修助成事業実施要綱」の一部改正について

保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記事業の補助金交付要綱及び実施要綱の一部改正を行いましたので通知します。
本年度も予算の範囲内で補助を行うこととしておりますので、貴所属の会員へ御周知くださるようお願いいたします。

なお、本補助金の概要等は、下記のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

1 主な改正内容

- ・「岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金交付要綱」
別表の補助率の変更（補助率：1/2 → 1/2 以内）
- ・「岡山県看護師の特定行為研修助成事業実施要綱」
関係箇所の改正
- ・（様式関係）
「交付申請事前登録通知書」の削除（補助金事前登録届は現行どおり）

2 新旧対照表

別添のとおり

3 適用年月日

令和4年4月1日

<本事業の関係資料の掲載場所>

岡山県保健福祉部医療推進課の下記のホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/page/674037.html>



岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧
第1条～第8条 略	第1条～第8条 略	
<u>附 則</u> この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。		
別表		別表
5 補助率 2分の1以内	5 補助率 2分の1	
様式第1号 (別添のとおり)	様式第1号	
様式第1号の(1) (別添のとおり)	様式第1号の(1)	

新	
様式第1号 (第5条関係)	
岡山県知事 殿	
文 書 番 号 令和 年 月 日	
補助事業者 住 所 法人 (団体) 名 代 表 者 氏 名	
令和 年度 岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金交付申請書	
上記補助金の交付について、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。	
記	
1 交付申請額	金 円
2 添付書類	
(1) 補助金所要額 (精算額) 調書 (様式第1号の(1))	
(2) 交付申請事前登録通知書	
(3) 特定行為研修を受講する看護師の雇用が確認できる書類 (社会保険証等の写し)	
(4) 受講経費の領収書の写し	
(4) 職員に支給金を給付した場合、その事実を確認できる書類 (給与明細書等の写し)	
(5) 特定行為研修修了書の写し	
(6) 誓約書	
(7) 役員等名簿	
(8) 完納証明書 (県が発行する県税の滞納がないことを証する書類)	
(事務担当者連絡先)	
担当者職氏名	
電話	
e-mail	
F A X	

旧	
様式第1号 (第5条関係)	
岡山県知事 殿	
文 書 番 号 令和 年 月 日	
補助事業者 住 所 法人 (団体) 名 代 表 者 氏 名	
令和 年度 岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金交付申請書	
上記補助金の交付について、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。	
記	
1 交付申請額	金 円
2 添付書類	
(1) 補助金所要額 (精算額) 調書 (様式第1号の(1))	
(2) 交付申請事前登録通知書	
(3) 特定行為研修を受講する看護師の雇用が確認できる書類 (社会保険証等の写し)	
(4) 受講経費の領収書の写し	
(5) 特定行為研修修了書の写し	
(6) 誓約書	
(7) 役員等名簿	
(8) 完納証明書 (県が発行する県税の滞納がないことを証する書類)	
(事務担当者連絡先)	
担当者職氏名	
電話	
e-mail	
F A X	

新

様式第1号の(1)

補助事業者名

令和 年度 岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金所要額（精算額）調書

研修受講 修了者氏名	研修機関名	受講期間	修了年月日	受講経費のうち 事業者が負担した額 (A) (円)	基準額 (B) (円)	選定額 (C=AVB) (円)	県補助所要額 (精算額) (D=E=C×1/2×D) (円)
		～		0	600,000	0	0
		～		0	600,000	0	0
		～		0	600,000	0	0
合計				0		0	0
					予算調整率 (D)		

注1 着色していないセル欄のみに記入してください。

注2 選定額（C）欄には、（A）欄の金額と（B）欄の金額とを比較して、少ない方の額が表示されます。（自動計算）

注3 県補助所要額（D）欄には、（C）欄の金額×補助率2分の1×予算調整率（D）（1,000円未満の端数切り捨て）の額が表示されます。（自動計算）
なお、交付申請額は、内示額以下となります。

旧

様式第1号の(1)

補助事業者名

令和 年度 岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金所要額（精算額）調書

研修受講 修了者氏名	研修機関名	受講期間	修了年月日	受講経費のうち 事業者が負担した額 (A) (円)	基準額 (B) (円)	選定額 (C=AVB) (円)	県補助所要額 (精算額) (D=C×1/2) (円)
		～		0	600,000	0	0
		～		0	600,000	0	0
		～		0	600,000	0	0
合計				0		0	0

注1 着色していないセル欄のみに記入してください。

注2 選定額（C）欄には、（A）欄の金額と（B）欄の金額とを比較して、少ない方の額が表示されます。（自動計算）

注3 県補助所要額（D）欄には、（C）欄の金額×補助率2分の1（1,000円未満の端数切り捨て）の額が表示されます。（自動計算）

岡山県看護師の特定行為研修助成事業実施要綱 新旧対照表

新		旧
1～3 略		1～3 略
4 交付の流れ		4 交付の流れ
(1) 補助事業者は、 補助金の申請前 知事が別に定める日まで に、交付申請 事前登録届（様式1、 以下「登録届」という。 ）を県に提出し、交付の事 前登録を受ける。		(1) 補助事業者は、補助金の申請前に、交付申請事前登録届（様式1、以下 「登録届」という。）を県に提出し、交付の事前登録を受ける。
(2) (削除)		(2) 県は、補助事業者から登録届の提出があった場合は、交付申請事前登録 通知書（様式2）を補助事業者へ送付する。
5 その他		5 その他
(1)～(2) 略		(1)～(2) 略
(3) (削除)		(3) 交付申請事前登録は、原則として特定行為研修修了日の1か月前までに 受けること。
附 則 <u>この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用 する。</u>		
別 表	別 表	
交付申請添付書類 (削除)	交付申請添付書類 ・ 交付申請事前登録通知書	
様式1 (別添のとおり)	様式1	
様式2 (削除)	様式2	

岡山県保健福祉部医療推進課長 殿

岡山県保健福祉部医療推進課長 殿

補助事業者 住 所
法人 (団体) 名
代 表 者 氏 名

補助事業者 住 所
法人 (団体) 名
代 表 者 氏 名

令和 年度岡山県看護師の特定行為研修補助金交付申請事前登録届

令和 年度岡山県看護師の特定行為研修補助金交付申請事前登録届

上記補助金の交付について、岡山県看護師の特定行為研修補助事業実施要綱 4 の (1) の規定により、下記のとおり届け出ます。

上記補助金の交付について、岡山県看護師の特定行為研修補助事業実施要綱 4 の (1) の規定により、下記のとおり届け出ます。

番 号	受講者氏名	受講特定 行為区分 (注 1)	受講指定 研修機関	受講経費 (円) (注 2)	左記のうち 事業者負担額 (円)	受講期間 (注 3)
1						～
2						～
3						～

注 1 「受講特定行為区分」は、保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 3 号及び厚生労働省令

第 33 号(平成 27 年 3 月 13 日)に規定する「特定行為区分」を記載してください。

注 2 「負担方法」は、補助事業者が受講経費を負担する手段について記載してください。

注 3 本年度の 3 月 31 日までに修了する研修が補助対象となります。

注 4 交付申請事前登録は、原則として研修終了日の 1 か月前までに受けてください。

注 1 「受講特定行為区分」は、保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 3 号及び厚生労働省令第 33 号(平成 27 年 3 月 13 日)に規定する「特定行為区分」を記載してください。

注 2 「負担方法」は、補助事業者が受講経費を負担する手段について記載してください。

(例) ・受講者が指定研修機関に受講料等を全額支払い、補助事業者が一部を助成し受講者に支払った。

・補助事業者が指定研修機関に直接受講料等を支払った。

注 3 本年度の 3 月 31 日までに修了する研修が補助対象となります。

注 4 交付申請事前登録は、原則として研修終了日の 1 か月前までに受けてください。

新

旧

様式 2

令和 年 月 日

補助事業者 殿

(削 除)

岡山県保健福祉部医療推進課長

令和 年度岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金
交付申請事前登録通知書

令和 年 月 日付けで届出のあった上記補助金について、事前登録が完了しましたので通知します。
当通知書は補助金交付申請の際に必要ですので、大切に保管してください。
特定行為研修受講修了後、補助金交付申請書を下記により県に提出してください。

記

(1) 提出書類

- ・補助金交付申請書 (様式第 1 号)
- ・補助金所要額 (精算額) 調書 (様式第 1 号の (1))
- ・交付申請事前登録通知書 (当通知書)
- ・特定行為研修を受講する看護師の雇用が確認できる書類
(社会保険証等の写し)
- ・受講経費の領収書の写し
ただし、以下の事項が全て確認できるもの
 - 1 受講した指定研修機関の名称
 - 2 受講した特定行為研修の区分及び特定行為の名称
 - 3 特定行為研修受講に要した経費であること
 - 4 受講者の氏名
 - 5 宛名 (受講者本人もしくは補助事業者あてのものに限る)
- ・特定行為研修修了書の写し
- ・誓約書
- ・役員等名簿
- ・完納証明書 (県が発行する県税の滞納がないことを証する書類)

(2) その他

- ・本年度の 3 月 31 日までに修了する研修が補助対象となります。
- ・補助金交付申請書は、特定行為研修修了後 1 か月以内もしくは 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出してください。
- ・当通知は、補助金の交付決定通知ではありません。補助金交付申請書の内容を審査した結果、補助金の交付ができないことがあります。

岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の医療機関等において、特定行為研修を受講した看護師に対し、研修受講に係る経費を補助し、もって特定行為研修の受講を促進し、在宅医療等の推進を図るため、予算の範囲内において岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 特定行為研修

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修をいう。(以下「特定行為研修」という。)

(2) 医療機関等

病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーションをいう。(以下「医療機関等」という。)

(補助の対象)

第3条 この補助金は県内の医療機関等の設置者が、その従業者である看護師に特定行為研修を受講させた際に負担した経費のうち、研修を修了した看護師に係るものを対象とする。なお、補助事業の内容は、別紙「岡山県看護師の特定行為研修助成事業実施要綱」のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 この補助金の交付額は別表の第3欄に定める補助対象経費と第4欄に定める補助基準額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じた金額を予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定において算出された金額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請前に、補助金交付の事前登録を受けなければならない。ただし、次の号のいずれかに該当する者は、これを行うことができないものとする。

(1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者

(2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 岡山県税を滞納している者

2 補助金の事前登録を受けたものは、特定行為研修修了後、補助金交付申請書(様式第1号)及び別に定める添付書類を、別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により補助金の交付申請があった場合は、当該申請書を審査し、適当であると認めたときは、本補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとする。

4 補助金の実績報告は、規則第13条第2項の規定に基づき、報告を要しないものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類及び帳簿を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保管期間が満了する前に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(2) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならない。

(3) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第3号)により速やかに知事に報告しなければならない。

ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の請求)

第7条 補助事業者は、規則第15条の規定による補助金を請求するときは、補助金請求書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表

1 補助事業名	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助基準額	5 補助率
岡山県看護師の 特定行為研修助 成事業補助金	県内の特定行為 研修を受講する 看護師を雇用し ている医療機関 等の開設者	特定行為研修受講 に係る経費（入学 金、受講料、実習 費、教材費）	特定行為研修受講者1人 当たり600,000円を上限 とする。 ただし、1補助事業者当 たり3名以内とする。	2分の1 以内

様式第 1 号（第 5 条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

岡山県知事 殿

補助事業者 住 所
法人（団体）名
代 表 者 氏 名

令和 年度 岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号）
第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- （1）補助金所要額（精算額）調書（様式第 1 号の 1）
- （2）特定行為研修を受講する看護師の雇用が確認できる書類（社会保険証等の写し）
- （3）受講経費の領収書の写し
- （4）職員に支給金を給付した場合、その事実を確認できる書類（給与明細書等の写し）
- （5）特定行為研修修了書の写し
- （6）誓約書（独立行政法人・国立大学法人・政府所管特殊法人は提出不要。）
- （7）役員等名簿（独立行政法人・国立大学法人・政府所管特殊法人は提出不要。）
- （8）完納証明書（県が発行する県税の滞納がないことを証する書類）

（事務担当者連絡先）

〒

担当者職氏名

電話

F A X

e-mail

記載例

様式第1号（第5条関係）

文 書 番 号
令和〇年〇月〇日

岡山県知事 殿

補助事業者 住 所 岡山市北区〇〇
法人（団体）名 〇〇医療法人 〇〇病院
代 表 者 氏 名 理事長 〇〇〇〇

令和 年度 岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

様式第1号の1の補助所要額（E）欄
の合計金額と一致すること。

1 交付申請額 金 250,000 円

2 添付書類

- （1）補助金所要額（精算額）調書（様式第1号の1）
- （2）特定行為研修を受講する看護師の雇用が確認できる書類（社会保険証等の写し）
- （3）受講経費の領収書の写し
- （4）職員に支給金を給付した場合、その事実を確認できる書類（給与明細書等の写し）
- （5）特定行為研修修了書の写し
- （6）誓約書（独立行政法人・国立大学法人・政府所管特殊法人は提出不要。）
- （7）役員等名簿（独立行政法人・国立大学法人・政府所管特殊法人は提出不要。）
- （8）完納証明書（県が発行する県税の滞納がないことを証する書類）

（事務担当者連絡先）

〒〇〇〇-〇〇〇〇

岡山市北区〇〇

〇〇医療法人 〇〇病院

担当者職氏名 〇〇〇〇

電話 086-×××-×××× FAX 086-×××-××××

e-mail ××××@××××.jp

補助事業者名	
--------	--

令和 年度 岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金所要額（精算額）調書

研修受講 修了者氏名	研修機関名	受講期間	修了年月日	受講経費のうち 事業者が負担した額 (A)	基準額 (B)	選定額 (C=AVB)	補助所要額 (精算額) (E=C×1/2×D)
		～		0	600,000	0	0
		～		0	600,000	0	0
		～		0	600,000	0	0
合計				0		0	0
						予算調整率 (D)	

注1 着色していないセル欄のみに記入してください。

注2 選定額(C)欄には、(A)欄の金額と(B)欄の金額とを比較して、少ない方の額が表示されます。(自動計算)

注3 補助所要額(E)欄には、(C)欄の金額×補助率2分の1×予算調整率(D) (1,000円未満の端数切り捨て)の額が表示されます。(自動計算)
なお、交付申請額は、内示額以下となります。

記載例

補助事業者名	〇〇病院
--------	------

令和4年度 岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金所要額（精算額）調査書

研修受講 修了者氏名	研修機関名	受講期間	修了年月日	受講経費のうち 事業者が負担した額 (A) (円)	基準額 (B) (円)	選定額 (C=AVB) (円)	補助所要額 (精算額) (E=C×1/2×D) (円)
〇〇〇〇	△△病院	R4.4.1 ~ R5.2.28	R5.2.28	800,000	600,000	600,000	270,000
		~		0	600,000	0	0
		~		0	600,000	0	0
合計				800,000		600,000	270,000
予算調整率 (D)						0.9	

注1 着色していないセル欄のみに記入してください。

注2 選定額 (C) 欄には、(A) 欄の金額と (B) 欄の金額とを比較して、少ない方の額が表示されます。(自動計算)

注3 補助所要額 (E) 欄には、(C) 欄の金額×補助率2分の1×予算調整率 (D) (1,000円未満の端数切り捨て) の額が表示されます。(自動計算)
なお、交付申請額は、内示額以下となります。

様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

補助事業者 住 所
法人（団体）名
代 表 者 氏 名

令和 年度岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金請求書

令和 年度岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金の支払いを受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和 4 1 年岡山県規則第 5 6 号）第 1 5 条の規定により請求します。

記

補助金請求金額 金 円

＜支払口座＞

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号	口座名義(かた)

岡山県知事 殿

補助事業者 住 所
法人（団体）名
代 表 者 氏 名

令和 年度岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金の
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令保福第 号により交付決定があった
以下の事業に係る補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、
次のとおり報告します。

記

1 事業及び事業対象施設の名称

2 岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号）第 14 条の規定による
確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額（要返納相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

- ・ 3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳
- ・ 補助金の交付決定を受けた年度の消費税の確定申告書及び付表 2 の写し等

（事務担当者連絡先）

〒 _____

担当者職氏名

電話

FAX

e-mail

岡山県看護師の特定行為研修助成事業実施要綱

1 目的

地域包括ケアの構築に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(以下「特定行為」という。)を行う看護師を計画的に養成することが必要であるため、特定行為研修制度が創設された。

特定行為を行うことができる看護師になるためには、厚生労働省が指定する研修機関が実施する研修を修了することが必要であり、研修受講を促進するため研修受講等に必要経費の補助を行う。

2 補助対象

県内の特定行為研修を受講する看護師を雇用している医療機関等の開設者とする。

3 事業内容

看護師の特定行為研修受講の促進を図るため、当該年度内に特定行為研修を受講させる際に補助事業者が負担した経費のうち、研修を修了した看護師に係るものについて補助金を交付する。

4 交付の流れ

- (1) 補助事業者は、知事が別に定める日までに、交付申請事前登録届(様式1)を県に提出し、交付の事前登録を受ける。
- (2) 補助事業者は、研修修了後、交付申請書に別表に定める書類を添えて県に提出する。
- (3) 県は、交付申請書の審査後、交付決定と額の確定を補助事業者へ通知する。
- (4) 補助事業者は、補助金請求書を県に提出する。

5 その他

- (1) 交付申請は特定行為研修修了後1か月以内もしくは登録年度の3月31日のいずれか早い時期までに行うこと。
- (2) 特定行為研修の研修期間が登録年度の3月31日を超えるものは補助対象とならないこと。
- (3) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表

交付申請添付書類
・ 特定行為研修を受講する看護師の雇用が確認できる書類（社会保険証等の写し） ・ 受講経費の領収書の写し - ただし、以下の事項が全て確認できるもの。 1 受講した指定研修機関の名称 2 受講した特定行為研修の区分及び特定行為の名称 3 特定行為研修受講に要した経費であること 4 受講者の氏名 5 宛名（受講者本人もしくは補助事業者あてのものに限る） ・ 職員に支給金を給付した場合、その事実を確認できる書類（給与明細書等の写し） ・ 特定行為研修修了書の写し ・ 誓約書 ・ 役員等名簿 ・ 完納証明書（県が発行する県税の滞納がないことを証する書類）

様式 1

令和 年 月 日

岡山県保健福祉部医療推進課長 殿

補助事業者 住 所
法人（団体）名
代表者氏名

令和 年度岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金交付申請事前登録届

上記補助金の交付について、岡山県看護師の特定行為研修助成事業実施要綱 4 の（1）の規定により、下記のとおり届け出ます。

番号	受講者氏名	受講特定 行為区分 (注 1)	受講指定 研修機関	受講経費 (円) (注 2)	左記のうち 事業者負担額 (円)	受講期間 (注 3)
1						～
2						～
3						～

注 1 「受講特定行為区分」は、保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 3 号及び厚生労働省令第 33 号(平成 27 年 3 月 13 日)に規定する「特定行為区分」を記載してください。

注 2 受講経費の内容及び事業者負担額が確認できる書類を添付してください。

注 3 本年度の 3 月 31 日までに修了する研修が補助対象となります。